
南陽市行政経営指針

〈平成 30 年度～32 年度〉

山形県南陽市

平成 30 年 3 月

目次

第Ⅰ章 経過概要	1
1 経過概要	2
第Ⅱ章 現状と課題	5
1 加速する人口減少・少子高齢化	6
2 将来への備えを要する財政状況	7
3 新たな行政課題や地方分権等への対応	9
4 複雑化・多様化する市民ニーズ	9
5 自然災害の発生	9
6 政府による地方行革の推進	10
第Ⅲ章 基本的な考え方	11
1 行政経営指針の改定	12
2 指針の位置付け	12
3 指針の設定期間等	13
4 進捗管理等	13
第Ⅳ章 行政経営の指針	15
1 行政経営の4つの指針	16
（指針1）協働の推進	16
（指針2）財政基盤の強化	16
（指針3）行政サービスの質の向上	16
（指針4）組織力の向上	16
2 指針に基づく取組（体系）	17
3 指針に基づく取組概要	18

第 I 章

經過概要

1 経過概要

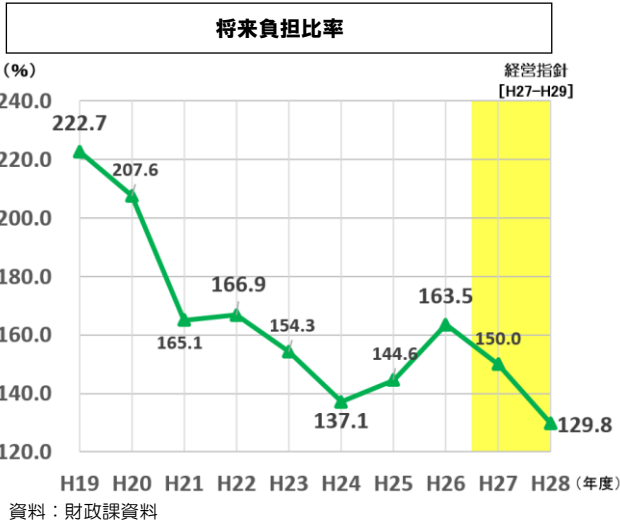
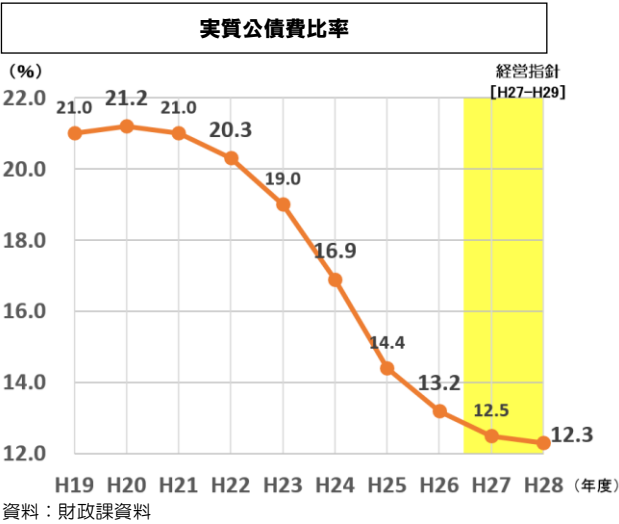
本市は、昭和 60 年に行政改革大綱を定めて以来、長期間にわたって行財政の適正化に取り組んでまいりました。

特に、平成 19 年度以降、二度の行財政改革に取り組んだ結果、財政の健全化を表す実質公債費比率・将来負担比率※1をより健全な水準へと近づけることができました。市債残高※2が最も多額であった時期（平成 17 年度）から約 27 億円もの金額を返済しながら、効率的・効果的な事務執行を目指し、財政健全化に向けて職員一丸となって諸般の取り組みを継続した結果、市の財政は一定の改善が図られました。

【本市の行財政改革等の取り組み】

昭和 60 年の行政改革以降、状況に応じた行財政の適正化に取り組んでいます。※3

策定年月	取組
昭和60年11月	南陽市行政改革大綱
平成8年8月	南陽市行政改革大綱(第2次)
平成14年3月	南陽市行政改革大綱(第3次)
平成19年3月	南陽市行財政改革大綱
平成22年4月	南陽市行財政改革大綱(第2次)
平成27年3月	南陽市行政経営指針[H27-H29]



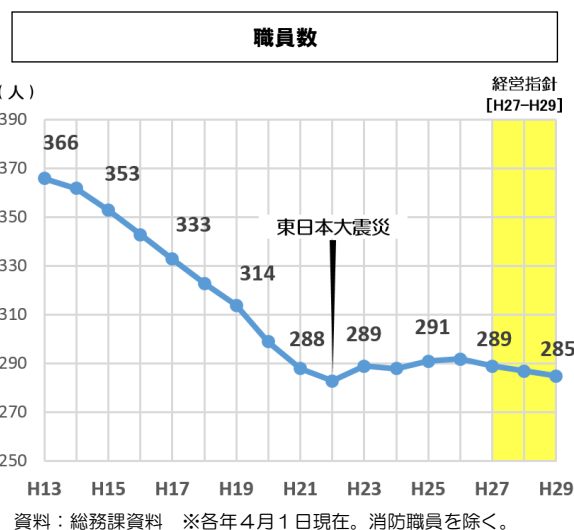
※1：実質公債費比率＝地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財源規模に対する割合で表したものの。市の収入のうち、どの程度借金を返済したかを示す。
将来負担比率＝地方公共団体の借入金など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。市の借金が、市の収入の何年分になるかを示す。

職員数についても不断の見直しを続け、直近10年では約10%削減し人員の適正化にも努めました。その結果、全国の類似団体※4と比較しても少ない職員数で効率的に業務を行っている状況です。

一方で、平成23年の東日本大震災や、平成25年、26年と続けて本市を襲った集中豪雨は、市の財政に打撃を与えると同時に、過度にスリム化された組織では突発的な事態への対処が難しいことをあらわにし、組織運営に対する考え方に変化をもたらすものとなりました。

類似団体別職員数(一般行政)の状況			
	住民基本 台帳人口 (H28.1.1)	一般行政 職員数 (H28.4.1)	人口1万人あたり [一般行政]職員数
南陽市	32,509人	188人	57.83人 (116団体中14位)
国内平均 (116団体)	33,250人	251人	75.67人

資料：総務省自治行政局「類似団体別職員数の状況（H28.4.1現在）」



【自然災害の発生】

震災に続き、2年連続で水害が発生。市民生活に必要な通常業務は一定の水準に保ちながら、各部署から少しずつ職員を集めて災害対応に奔走しました。



↑ 大雨により山の斜面が崩落

← 濁流に削られた橋梁

※2：市債＝歳入の不足を補うとともに、世代間の公平性を保つために市が発行する債券(借金)のこと。

※3：他にも「定員適正化計画」、「集中改革プラン」等に基づいた取組も実施。

※4：一般市【類型Ⅰ－1】＝人口5万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%未満かつⅢ次55%以上の団体。

また、「地方創生」※5等の新たな概念の出現や社会情勢の変化で業務の質は多様化・複雑化する傾向にあり、以前にも増して効率的な業務遂行が求められるようになりました。加えて、今後確実に起こる人口減少・超少子高齢化による財政への影響も懸念されるなど、市の行財政を取り巻く環境は一層厳しさを増していました。

平成27年、市は、従来のコスト縮減に重点化した行革の理念は引き継ぎながらも、今後は選択と集中による効果的・効率的な行財政の運営を担うこととした「行政経営指針」を作成し、継続して諸般の取り組みに努めてまいりました。

※5：地方創生＝地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成することを目指す。

【参考】まち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」

第Ⅱ章

現状と課題

1 加速する人口減少・少子高齢化

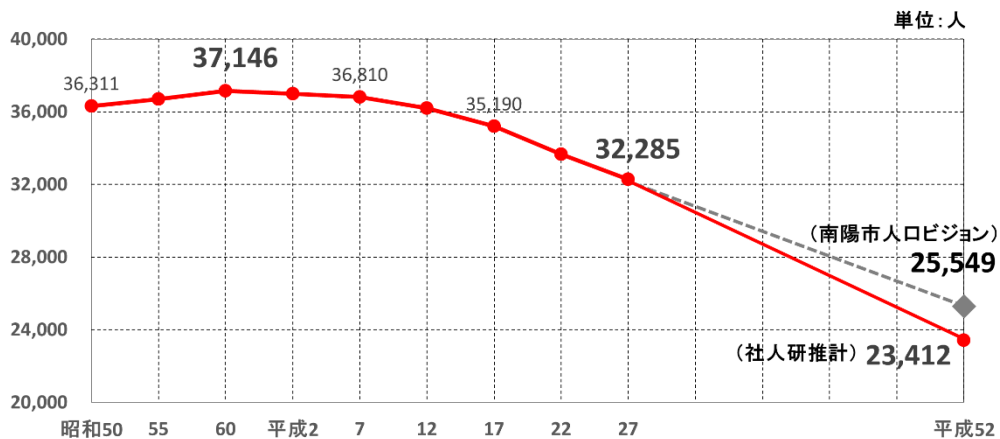
平成 20 年に始まった日本の人口減少は今後加速度的に進むと予想されており、特に地方都市や過疎地域においては、若年人口の減少が加速しながら老年人口も減少する事態になると言われています。

本市の過去 40 年程度における人口は、昭和 60 年をピークとして減少が続き、同時に少子高齢化も進行しており、今後もこの傾向は続く見込みです。

人口減少・少子高齢化は、市税収入の減少や社会保障関係費の増大など市の財政に直接係わってくるだけでなく、地域の活力低下にも繋がることが懸念されており、国・地方等が総力を挙げて取り組むべき課題となっています。

【人口の推移】

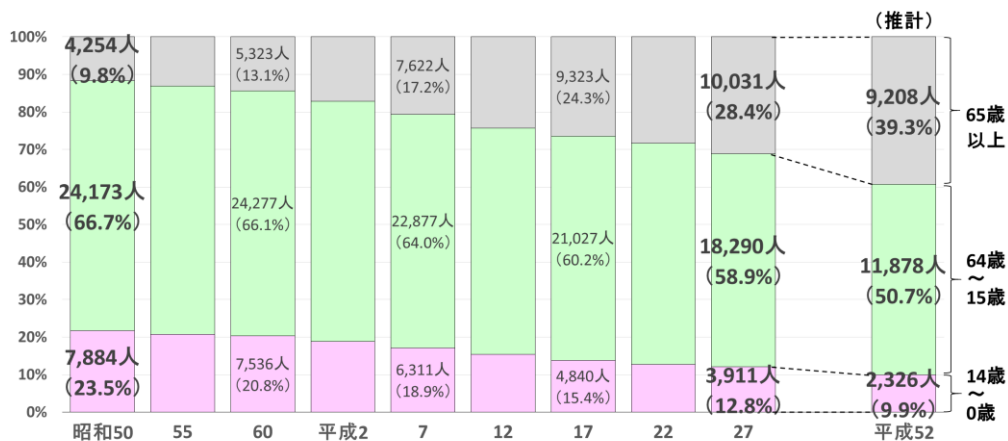
近年における本市の人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くと推計されています。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」
南陽市人口ビジョン

【人口構成比の変化】

年少人口と生産年齢人口（0 歳～64 歳）の割合は減少傾向、老年人口（65 歳以上）の割合は増加傾向にあり、この傾向は今後さらに強まると推計されています。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」

2 将来への備えを要する財政状況

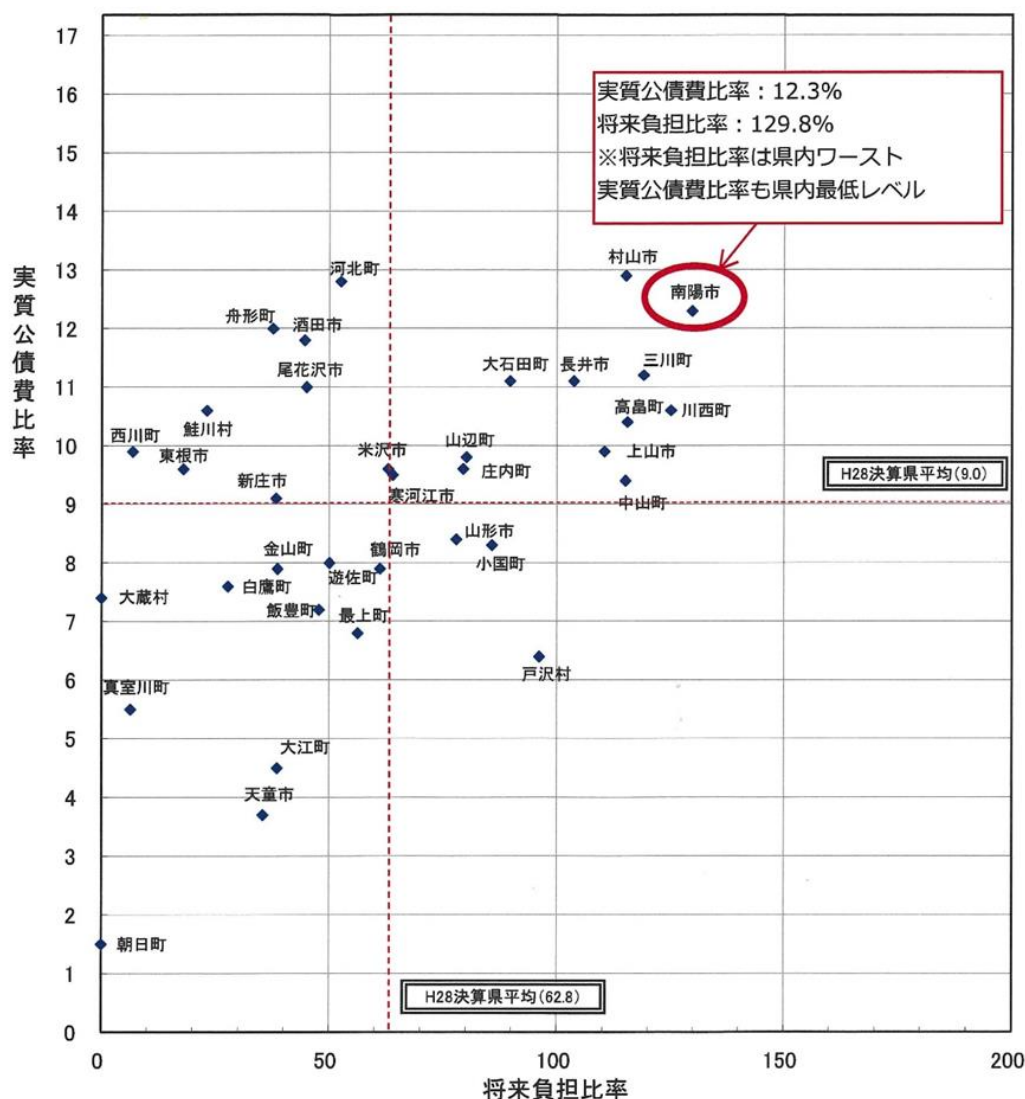
市は、これまでの行政・行財政改革のなかで、徹底した事務事業の効率化や職員数の削減等による財政健全化を図ってまいりました。長期にわたって各般の見直し・改善を行ってきた結果、各種財政指標の改善、市債残高の減少など、一定の成果を挙げることができました。

しかしながら、依然として市の財政指標は県内でも最下位クラスとなっており、特に将来負担比率は県内で最も高くなっています。(平成28年度決算における実質公債費比率は12.3%、将来負担比率は129.8%)

【将来負担比率と実質公債費比の状況（平成28年度決算）】

左下に近づくほど財政状況が健全。

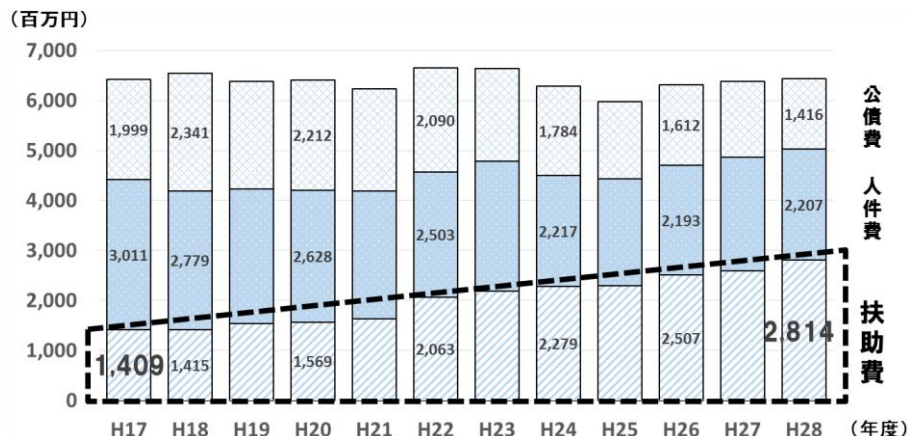
(単位：%)



また、今後の人口減少・少子高齢化による歳入の減少や、社会保障費の増大、人口規模・財政規模等に見合った公共施設の維持など、将来的な課題に弾力的に対応するため、財政基盤の強化を引き続き行っていく必要があります。

【扶助費の推移】

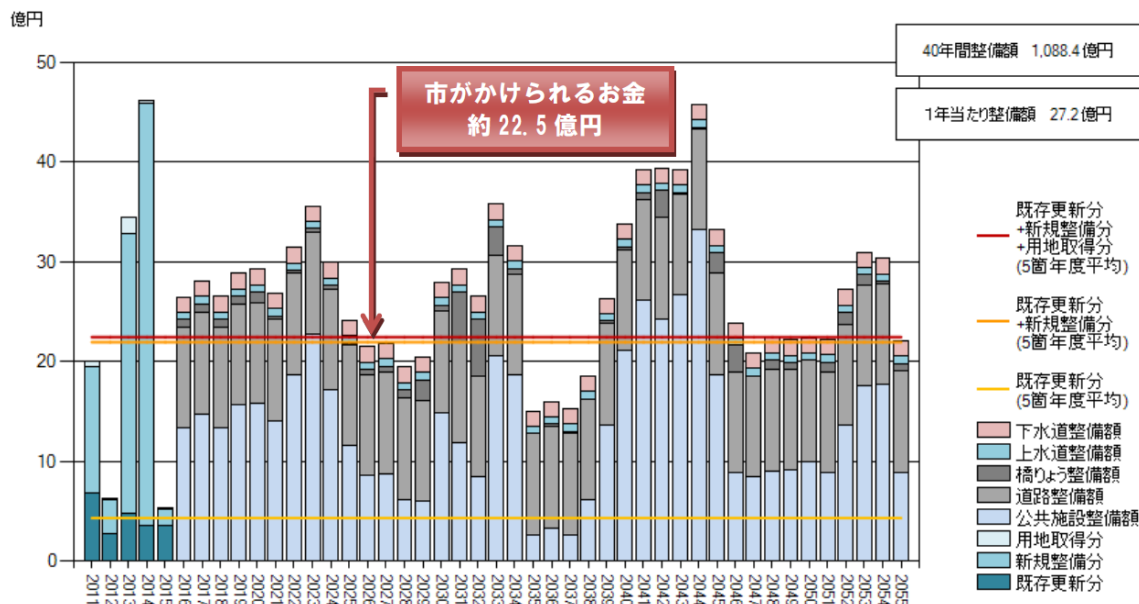
市の歳出のうち、義務的経費の「扶助費（高齢者、障がい者福祉や子育て支援等に必要なお金）」が増加傾向にあります。



資料：南陽市監査委員「一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書」

【公共施設・インフラ資産に係る更新費用の推計／平成 28 年度現在】

今後更新が必要な公共施設・インフラに係る費用を縮減・平準化していく必要があります。



資料：南陽市公共施設等総合管理計画（概要版）

3 新たな行政課題や地方分権等への対応

人口減少の克服と地方の活性化に向けて、政府の「まち・ひと・しごと創生本部」※1を中心とした地方創生の取り組みが本格的にスタートしました。今まで認識されていたながらも、人口減少対策としてあらためて脚光を浴びることになった「空き家」「移住」「適切な公共施設の維持・配置」といった様々な行政課題について、地方自治体は対応・検討することが求められています。

また、平成5年の衆参両院における「地方分権※2の推進に関する決議」以降、第1次・第2次地方分権改革を通じて、国から地方への事務及び権限の移譲が進みました。今後は県から市町村への事務・権限委譲が更に推進されることや、地方の発意を重視した提案募集方式が導入されることなどから、市が担う業務は増加していくことが考えられます。

4 複雑化・多様化する市民ニーズ

社会の成熟に伴い、生活の質の向上や精神的な豊かさの充足が求められるなど個人の生活スタイル・価値観の多様化が進んでいます。また、ICT（情報通信技術）※3の急速な発展・普及によって、どこでも、誰にでも、インターネットから情報の収集・発信ができるようになりました。

個人にとって快適な生活環境が整いつつありますが、地域社会のつながりは希薄になり、不透明な社会経済情勢等を背景とした不安感が増すなかで、市民ニーズはこれまで以上に複雑化・多様化することが予想されます。

5 自然災害の発生

平成25年、26年と続けて本市を襲った集中豪雨は、吉野川、織機川沿いの広い範囲に深刻な被害をもたらし、昭和42年の羽越水害以来の大きな被害となりました。

市では、河川管理者である山形県が実施する災害復旧事業及び改良復旧事業に協力するなど、早期復旧と再発防止に努めています。

しかしながら、未だ記憶に新しい東日本大震災や平成28年の熊本地震、近年各地で頻発する集中豪雨のように、日本の地理的及び自然的な特性から、今後も大規模災害に直面する可能性があります。我々はこのような自然の脅威に正面から向き合い、国、県、企業、地域等と連携しながら、災害に強い体制を築いていかなければなりません。

※1：まち・ひと・しごと創生本部＝人口急減・超高齢化という日本が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年9月に内閣に設置された。

【参考】まち・ひと・しごと創生本部「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」

※2：地方分権改革＝住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革。これまでに機関委任事務制度の廃止や義務付け・枠付けの見直し等の取組が行われた。

【参考】内閣府「地方分権改革」(<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/>)

※3：ICT＝Information & Communications Technology の略。

6 政府による地方行革の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）を踏まえ、総務省から「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（同年 8 月総務大臣通知。以下、助言通知）が発出されました。

助言通知は『厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ＩＣＴの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要』とし、より積極的な業務改革の推進を地方公共団体に求めています。

また、歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額※₆の算定に反映する「トップランナー方式」※₇の開始や、上位 3 分の 1 の地方自治体が達成している地方税の徴収率を基準財政収入額※₈への算定に段階的に反映されることが予定されています。

これらの国の要請等への対応については、現場における実情を十分に斟酌しながら、可能なものについては積極的に取り組み、本市の歳入のうち約 3 割を占める地方交付税への影響を極力抑えることが必要です。

※₆：基準財政需要額＝各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することで算定される額。

【参考】総務省「地方交付税制度の概要」（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html）

※₇：トップランナー方式＝歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組

【参考】平成 27 年第 20 回経済財政諮問会議（資料 4 経済・財政一体改革の具体化・加速に向けた地方行財政の取組について）

※₈：基準財政収入額＝地方団体の標準的な税収入の一定割合により算出された額。

【参考】総務省「地方交付税制度の概要」（同上）

第三章

基本的な考え方

1 行政経営指針の改定

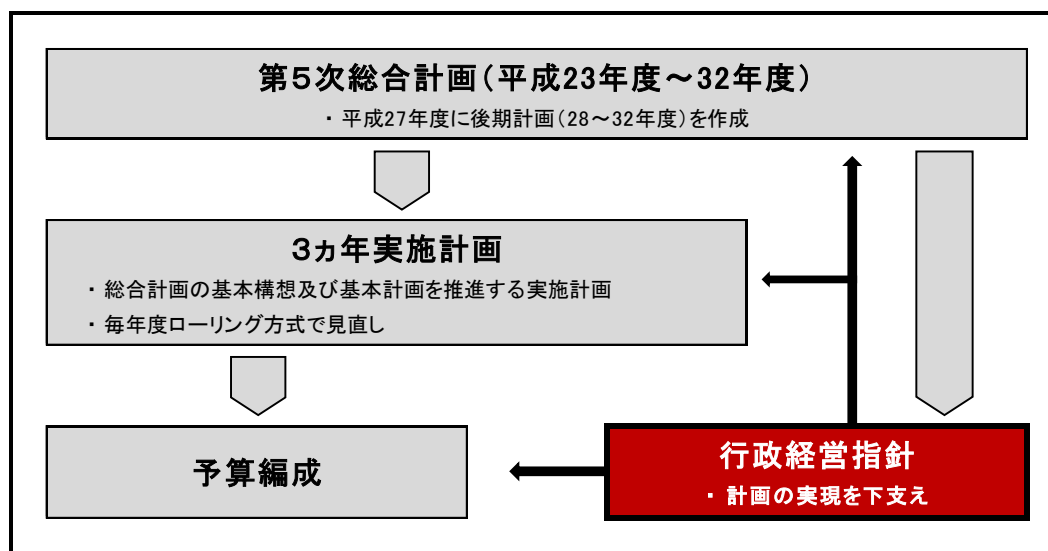
平成 27 年、市は、従来の行革におけるコスト縮減の理念を引き継ぎながら、選択と集中による効果的・効率的な行財政の運営を担うこととした「行政経営指針」を作成し、各般の取り組みに努めてまいりました。

3年間の取り組みで、財政的な安定や更なる人員の縮減など着実な成果を残したものの、市を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。個々の職員に求められる資質は高度化し、これまでにない業務が多様化しつつあるなかで、市のグランドデザインである第5次南陽市総合計画※5（以下、総合計画）の基本構想を実現し、喫緊の課題解決に向けた施策を実施していくためには、地域で活躍する多様な主体との協働をより深め、資源（ヒト・モノ・カネ等）の余すことなき活用と最適な配置により行財政を運営していく必要があります。

市は、指針策定以後の情勢の変化にも対応し、市の体制や事務事業が現下の状況に更に適したものとなるよう、行政経営指針の改定を行いました。

2 指針の位置付け

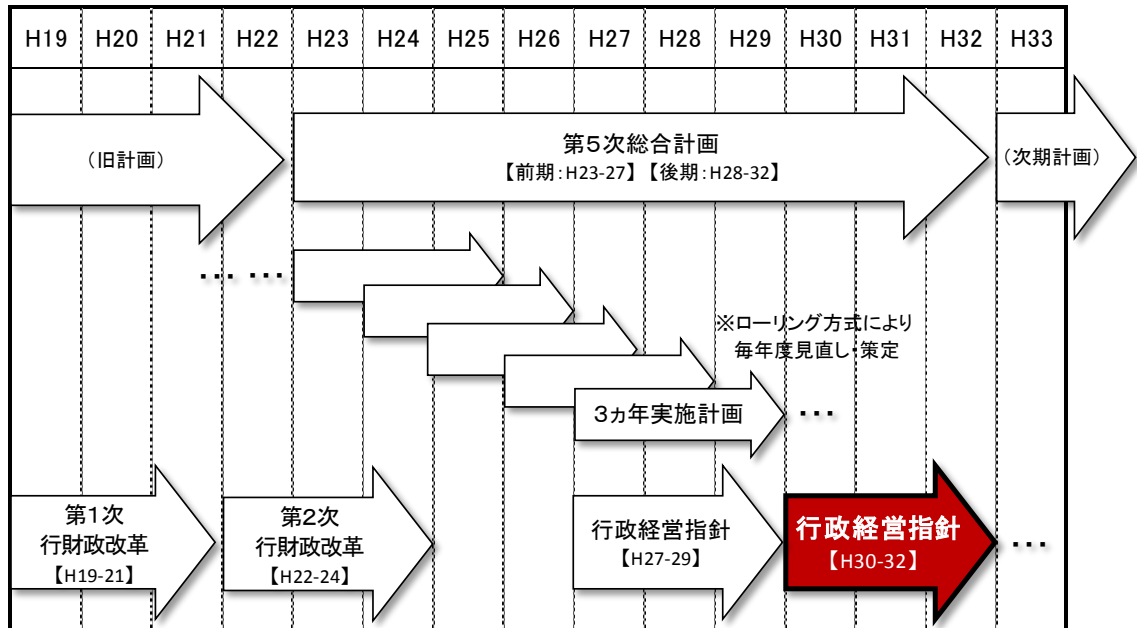
この指針は総合計画の基本構想における「計画を推進するための取組」として位置付けられ、総合計画及び3ヵ年実施計画を下支えするため、行政経営の基本的な考え方を示すとともに具体的な取組を明らかにするものです。



※5：第5次南陽市総合計画＝市のグランドデザインとなる長期計画で、平成23年度から平成32年度までを計画期間としている。基本構想においては「教育のまちづくり」「産業のまちづくり」「健康のまちづくり」の3つの大綱を定め、あわせて「計画を推進するための取組」のなかで、効率的な行財政運営等を推進することとしている。

3 指針の設定期間等

経営指針の設定期間を平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。



4 進捗管理等

期間中、各取組みの主管課を対象とした進捗管理を定期的に行い、本指針を実効あるものとします。

また、社会情勢の変化や上位計画の変更、喫緊の課題が新たに生じた場合等は、必要に応じて指針を見直すことにより柔軟な対応を行うものとします。

第Ⅳ章

行政経営の指針

1 行政経営の4つの指針

市を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、従来のコスト削減を主とした行財政改革の理念を引き継ぎつつ、総合計画の基本構想の実現、喫緊の課題解決に向けて、次に示す4つの指針に沿った取組を着実にを行うことにより、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応し、将来にわたって持続可能な行政経営を行います。

（指針1）協働の推進

刻々と変化する社会経済情勢に適応し、今後も住みよいまちにしていけるためには、市民・企業・団体・行政等のパートナーシップによる地域づくりが必要とされます。このため、市政に係る情報を適時・的確に発信し皆様との情報共有に努め、対話の中から真に必要とされるサービスを導き出すとともに、行政・市民等の各主体がそれぞれの役割を十分に果たすことのできる協働のまちづくりを一層推進します。

（指針2）財政基盤の強化

国内の景気は回復基調にあるとされていますが、地方への波及は未だ実感できず今後の見通しも不透明です。さらに、人口減少等による歳入の減少が懸念されているなかで、各種施策の実施やサービス提供に要する財源を確保していく必要があります。このため、事務事業の積極的な見直し等による歳出抑制・歳入確保に努めて強固な財政基盤を築くとともに、長期的な視点を備えた計画的な財政運営を行います。

（指針3）行政サービスの質の向上

限りある人員や財源で質の高い行政サービスを提供するため、優先的に解決すべき課題や取り組むべき重要施策に資源を適正に配置することで、政策の早期実現及び市を取り巻く課題の迅速な解決を図ります。また、このような行政経営を可能にするため、日常業務の不断の見直しや柔軟な組織運用、PDCA サイクル※に基づく施策の遂行等を推進します。

（指針4）組織力の向上

これまでの行財政改革において職員定数の削減を行った一方で、新制度への対応や地方分権の進展等により市が担う業務は多様化し、量的にも増加することが予想されます。急変する環境や新たな制度等にも柔軟かつ的確に対応するため、今後とも職員の資質向上に努めるとともに、質の高いサービスの提供を可能とする効率的な組織体制の構築を図ります。

※：PDCAサイクル=Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Act（改善・見直し）を1サイクルとする各段階の頭文字をつなげたもの。各段階の取組を順次行い、最後の Act を次のPDCA サイクルに活かして継続的な改善を行う。

2 指針に基づく取組（体系）

行政経営指針を実効あるものとするため、指針に基づく各種取組を行います。また、取組を以下のように分類し、取組概要については次頁以降のとおりとします。なお、本書に記載したもののほか、詳細等は別に定めるものとします。

【指針】	【分類】
指針 1 協働の推進	① 民間活力の活用 ② 広報広聴機能の充実 ③ 地域自治の推進
指針 2 財政基盤の強化	① 長期的視点を備えた財政運営 ② 歳出の見直し ④ 歳入の確保
指針 3 行政サービスの質の向上	① PDCAサイクルによる事務等の執行 ② 危機管理能力の向上 ③ 業務の効率化 ④ 行政サービスの拡充 ⑤ 柔軟な組織運用 ⑥ 電子自治体の推進
指針 4 組織力の向上	① 職員の能力と士気を更に高める環境づくり ② 行政組織の見直し ③ 職員定数の適正化

3 指針に基づく取組概要

（指針１）協働の推進

◆ 民間活力の活用

企業等が持つ高度なノウハウや技術を活用し、行政サービスの質の向上とコスト縮減の効果を検証しながら、民間とのパートナーシップによる行政経営を推進します。

【主な取組】

- ・ 各種業務の民間委託の検討
- ・ 公共施設の指定管理導入 注2

◆ 広報広聴機能の充実

市政に係る情報を分かりやすく発信し市民の皆様に身近な行政となるよう努めるとともに、広聴活動の充実により対話を重視した協働のまちづくりを推進します。

【主な取組】

- ・ 各地区訪問型の広聴活動の充実
- ・ F a c e b o o k 等での情報発信
- ・ 各種手続きに関するFAQ作成 注3

◆ 地域自治の推進

複雑化・多様化する市民ニーズに対して柔軟に対応するためには、これまで以上に強固な協働の体制を築く必要があります。このため、地区公民館の機能とあり方について検討を行います。

【主な取組】

- ・ 地区公民館のコミュニティセンター化等の検討 注4

注2：指定管理者制度＝公の管理運営主体は地方自治法により公共団体等に限られていたが、平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者にも管理運営を委ねることを可能とする「指定管理者制度」が設けられた。

注3：FAQ＝Frequently Asked Question の略語。よくある質問と回答。

注4：公民館のコミュニティセンター化＝法に定められた範囲のサービスを提供する公民館の機能を拡充強化し、地域特有のニーズ等についてより柔軟な対応を可能とするため、市民・企業・行政の協働により、地域が自らまちづくりを実践する拠点へとシフトするもの。

（指針 2）財政基盤の強化

◆ 長期的視点を備えた財政運営

将来にわたって持続可能な財政基盤を築くため、現状を正確に分析しながら中長期的な視点で財政の運営に努めます。また、市債の発行抑制等により財政指標の改善を図りつつ、後年度に交付税措置となる地方債を政策予算に活用するなど有利な財源の確保を図ります。

【主な取組】

- ・ 将来を見据えた財政基盤の強化 ※1
- ・ 財政指標目標の設定 ※2
- ・ 中期財政展望の公表
- ・ 介護保険事業特別会計の健全経営の推進
- ・ 公共施設等総合管理計画による適切な公共施設等のマネジメント
- ・ 不要不急な公有財産の処分
- ・ 企業の森協定期間満了後の維持・管理方法の検討
- ・ 上水道・下水道施設の改築・長寿命化及び耐震化事業の推進

※ 1 財政調整基金及び公共施設総合管理基金の積立額について、次のとおり目標とする。

【目標値】財政調整基金（残高）＝16 億円（標準財政規模の 20%程度）

公共施設維持管理基金（毎年度の積立額）＝3.5 億円（10 年後に 13 億円程度の残高を確保）

※ 2 健全化判断比率の数値が総務省で定める基準を下回ることを目標とする。

【目標値】実質公債費比率＝18.0 以下（地方債の発行にあたり制限を受けない基準）

将来負担比率 ＝350.0 以下

◆ 歳出の見直し

限りある財源を真に必要な施策へ配置するため、予算措置が伴う全ての事務事業について積極的に見直し、市単独の補助金についても妥当性・合理性の観点から見直します。

【主な取組】

- ・ 事務事業の抜本的見直し
- ・ 補助金・負担金の見直し
- ・ 調整基金取崩しの抑制と市債残高の減少

◆ 歳入の確保

財源の安定的な確保を図るため、市税や税外収入の確保の取組を継続して行うとともに、受益者負担の適正化を図ります。

【主な取組】

- ・ 市税等収納率の確保 ※3
- ・ 保育料等収納率の確保 ※4
- ・ 水道料等収納率の確保 ※5
- ・ 市営住宅使用料の滞納整理の強化 ※6

※3 一般市税＝現年度分 98.8%、国民健康保険税＝現年度分 96.8%を目標とする。

※4 保育料＝99.85%、児童館使用料＝100%、学童保育手数料＝100%を目標とする。

※5 水道料＝98%、下水道料＝98%、下水道受益者負担金＝96%（いずれも現年度）を目標とする。

※6 市営住宅使用料＝現年度分 98.5%、過年度分 85%を目標とする。

（指針３）行政サービスの質の向上

◆ ＰＤＣＡサイクルによる事務等の執行

効率的で質の高い予算編成に資する事務事業の評価を継続して行い、特に新規事業の採択にあたっては慎重な検討を重ねます。また、教育委員会においては、外部評価を活かした事業評価について更なる実効性の向上に努めます。

【主な取組】

- ・ 予算編成と事業評価の連携、新規事業の評価重点化
- ・ 教育委員会外部評価におけるＰＤＣＡサイクルの徹底

◆ 危機管理能力の向上

自然災害の発生等により行政機能が低下する場合でも、事務事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため平時から備えるとともに、他自治体や企業等との連携による危機管理能力の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 災害時応援協定締結の推進
- ・ ＢＣＰの適切な運用 注５

◆ 業務の効率化

庁内に共通する事務の見直し等により、更に効率的な業務遂行に努めます。

【主な取組】

- ・ 公用車の適切な運用

注５：ＢＣＰ（ビジネス・コンティニュイティ・プラン）＝事業継続計画。企業等が緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平時に行うべき活動や、非常時における事業継続のための方法、手段などをあらかじめ取り決め、それを文書化したもの。

〔参考〕中小企業庁「中小企業ＢＣＰの策定促進に向けて（平成２４年度版）」

◆ 行政サービスの拡充

行政サービスの新たな手法等について、需要や費用対効果等について調査しながら導入の可能性について検討します。

【主な取組】

- ・ 地方行政サービス改革に関する取り組み状況・方針の見える化
- ・ 各種証明書のコンビニ交付に係る調査研究

◆ 柔軟な組織運用

事務分掌にとらわれない柔軟な組織運用により、突発的に発生する諸問題に対して的確に対応できるよう努めます。

【主な取組】

- ・ 庁内横断的なプロジェクトチームの運用
- ・ 災害等に係る課題検討・対応の庁内連携強化

◆ 電子自治体の推進

置賜広域で運用する共同アウトソーシング事業を活用し、事務の標準化とコスト抑制を図るとともに、次期システムの導入についても検討を行います。

【主な取組】

- ・ 置賜２市４町による行政システムの共通パッケージの利用

（指針４）組織力の向上**◆ 職員の能力と士気を更に高める環境づくり**

職員一人ひとりの能力を最大限発揮させるため、研修等による計画的な人材育成とライフ・ワーク・バランスの適正化に努めます。

【主な取組】

- ・職員研修の充実
- ・年次有給休暇の取得促進

◆ 行政組織の見直し

社会・経済情勢の変化や新たな制度にも的確に対処できるよう、効率的でバランスの取れた組織体制を構築します。

◆ 職員定数の適正化

これまでの行財政改革により、類似団体と比較しても少ない職員数で事務事業を効率的に執行しているところですが、今後も適正な職員数となるよう検討を続け、数値目標を定めて定員を管理してまいります。

※28年度職員数（301人）の2%程度の削減



南陽市

発行 平成 30 年 3 月

みらい戦略課企画調整係

〒999-2292 山形県南陽市三間通 436-1

TEL 0238-40-0248 FAX 0238-40-3242



<http://www.city.nanyo.yamagata.jp>



mirai1@city.nanyo.yamagata.jp